

「図説建築法規」正誤表

頁	行等	誤	正
13	(表 2) 表中	令 115 条の 2 の 2	令 129 条の 2 の 3
	(表 2) 表中	1 時間	1 時間 <u>(特定避難時間)</u>
16	9	第 115 条 2 の 2	令 129 条の 2 の 3
	下 8	・令第 108 号	・令第 108 条
20	上 12	・大規模 <u>な</u> 模様替	・大規模 <u>の</u> 模様替
27	表 18 欄外	④令 137 条の 9 の 2	・④令 137 条の 17
29	下から 13	10 m <sup>2</sup> のもの	10 m <sup>2</sup> <u>以内</u> のもの
	下から 9	令第 137 条 17	令第 137 条 <u>の</u> 17
32	1	特定 <u>行程</u>	特定 <u>工程</u>
32	(表 20) 表中	仮使用の <u>承認</u> 申請	仮使用の <u>認定</u> 申請
41	(表 25) 表中	法 12 条 <u>3</u> 項	法 12 条 <u>5</u> 項
	(表 25) 表中	法 12 条 <u>4</u> 項	法 12 条 <u>6</u> 項
49	下から 5	令第 136 条 10	令第 136 条 <u>の</u> 10
62	(表 6) 表中	令 20 条の <u>4</u> (平成 12 年・・・	令 20 条の <u>3</u> (平成 12 年・・・
68	下から 5	表 13 の数値 <u>以下</u>	表 13 の数値 <u>以上</u>
79	下から 4	小屋裏に <u>火災</u> が走って	小屋裏に <u>火炎</u> が走って
81	8	耐火構造	耐火構造 <u>等</u>
83	17	①法 22 条区域で、木造建築物	①建築物・・・
86	表 6 (3)	・床面積の合計 $\geq$ 2000 m <sup>2</sup>	・床面積の合計 $\geq$ 2000 m <sup>2</sup> *2
88	下から 8	場合は準不燃材料以上	場合は天井の仕上げについては準不燃材料以上
90	8	③採光上有効な開口部の・・・呼ばれている)	③採光上有効な開口部の・・・呼ばれている) 等 <u>(令第 116 条の 2)</u>
100	5	<u>(高さ 31m 以下にある共同住宅</u>	(共同住宅の住戸にあつては・・・
	7	昇降路の部分	昇降路の部分 (乗降ロビーを含む)
	8	倉庫等	倉庫等で主要構造部が不燃材料で造られたもの等で、火災の発生のおそれの少ない構造のもの
	9		ホ) 火災発生時に、避難上支障のある高さまで煙、ガスの降下が生じない建築物の部分とし

			て、天井の高さ、壁、天井の仕上げに用いる材料等を国土交通大臣が定めるもの
101	下から 11	令第 128 条の 4	令第 126 条の 4
102	(表 15) 表中	(い) 欄 <u>(1)</u> 項まで	(い) 欄 <u>(1) ~ (4)</u> 項まで
116	表 9 中欄	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ①表 2 による</li> <li>・ ②表 4 による</li> <li>・ ③表 3 による</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ①表 7 による</li> <li>・ ②表 10 による</li> <li>・ ③表 8 による</li> </ul>
117	表 11 壁量 充足率欄	けた行方向 (上) ×	けた行方向 (上) =
		けた行方向 (下) ×	けた行方向 (下) =
128	下から 6	第 1 項第 1 号	第 1 項第 5 号
142	3	令第 135 条の <u>17</u>	令第 135 条の <u>18</u>
143	2	令第 135 条の <u>18</u>	令第 135 条の <u>19</u>
144	下から 12	防火地域内にある <u>建築物</u>	防火地域内にある <u>耐火建築物</u>
146	7	令第 135 条の <u>20</u>	令第 135 条の <u>21</u>
153	表 16	31m + <u>1.5/1</u>	31m + <u>2.5/1</u>
154	下から 2	<u>法第 56 条第 1 項第 6 号</u>	<u>令第 2 条第 1 項第 6 号</u>
158	14	区域 (イ)	区域 (い)
		区域 (ロ)	区域 (ろ)
196	下から 5	令第 <u>9 号</u>	令第 <u>9 条</u>
63	下から 18	上記の a) b) c)	下記の①②③

●61 頁 (採光関係比率の求め方) 式

(誤) 採光関係比率 = 水平距離 (D) / その部分から開口部の中心までの垂直距離 (H)

(正)

最高関係比率 = 開口部の真上にある建築物の部分から隣地境界線までの水平距離 (D) /

開口部の真上にある建築物の部分から開口部の中心までの垂直距離 (H)

●149 頁表 15. 表中

(誤)

(正) \*表中の各種用途地域間の罫線を抹消

準工業地域	準工業地域 工業地域 工業専用地域
工業地域	
工業専用地域	